

被災地域における復旧・復興のための共同企業体（復興ＪＶ）を活用するための当面の運用について

1. 活用目的

被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域（※１）の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業（※２）と共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体とする。

※１ 「被災地域」の範囲については、発注者の実情に応じて定める。（例：県内、県内ブロック等）

※２ 復興ＪＶは、被災地域外の建設企業と協業関係を確保することを目的とするため、被災地域外の建設企業においては被災地域内の営業所の有無を問わないものとする。

- ・ この運用方針は、復興ＪＶ制度の試行期間に係る措置とする。
- ・ 復興ＪＶ制度の試行対象エリアは、当面の間、岩手県、宮城県及び福島県とする。

2. 対象工事

被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。
ただし、大規模な工事（※１）と技術的難度の高い工事（※２）は除く。

※１ 予定価格が５億円程度を上回る工事とし、発注者において適切に定める。

※２ 発注者において適切に定める。

- ・ 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定める。

3. 構成員の数

２ないし３社とする。

4. 構成員の組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を１社以上含むものとする。

- ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せの判断基準は、被災地域の地元企業を基準として考え、例えば、経営事項審査などを用いて発注者において定める。

- ・ 経常JV及び地域維持型JVの構成員である一の企業が復興JVの構成員となることは可。

5. 構成員の資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。

- 1) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。(※1)
- 2) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- 3) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することを可能とする。(※2)

※1 国内建設企業にあっては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。

※2 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

6. 結成方法

自主結成とする。

7. 登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

- ・ 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大2までとする。
- ・ 一の企業との同時登録は可。特定JV、経常JV及び地域維持型JVとの同時結成・登録は可とする。

- ・ 同一の企業が、単体、経常ＪＶ又は復興ＪＶのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

8. 出資比率制限

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。(※)

※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

2社の場合30パーセント以上

3社の場合20パーセント以上

9. 代表者

代表者は、構成員において決定された地元の建設企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

10. 協定書

甲型共同企業体標準協定書及び乙型共同企業体標準協定書については、経常ＪＶのものを準用することとし参考のとおりとした。

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、復旧・復興工事の請負契約の履行及び下請契約その他の復旧・復興工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によつて取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、復旧・復興工事完成の都度当該復旧・復興工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち復旧・復興工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して復旧・復興工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、復旧・復興工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇〇〇〇(印)

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があつても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1 工事の名称 〇〇〇〇〇〇工事

2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇(印)

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇(印)

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、復旧・復興建設工事共同企業体の対象となる工事（以下「復旧・復興工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る復旧・復興工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。
2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、復旧・復興工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業

体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第 8 条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、復旧・復興工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によつて取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 復旧・復興工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業

体の責任を免かれるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第 16 条 構成員は、当企業体が復旧・復興工事を完成する日までは脱退することができない。

（工事途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第 17 条 構成員のうちいずれかが復旧・復興工事の工事途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（解散後のかし担保責任）

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇 〇 〇 〇 (印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇 〇 〇 〇 (印)

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇復旧・復興建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

- 1 工事名称 〇〇〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額（消費税分を含む。）
 〇〇工事〇〇建設株式会社〇〇円
 〇〇工事〇〇建設株式会社〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇復旧・復興建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇(印)
 〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇(印)

○JV(共同企業体)とは、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として、自主的に結成する事業組織体のこと。

(既存の方式)

特定JV 大規模かつ技術難度の高い工事において、工事ごとに結成

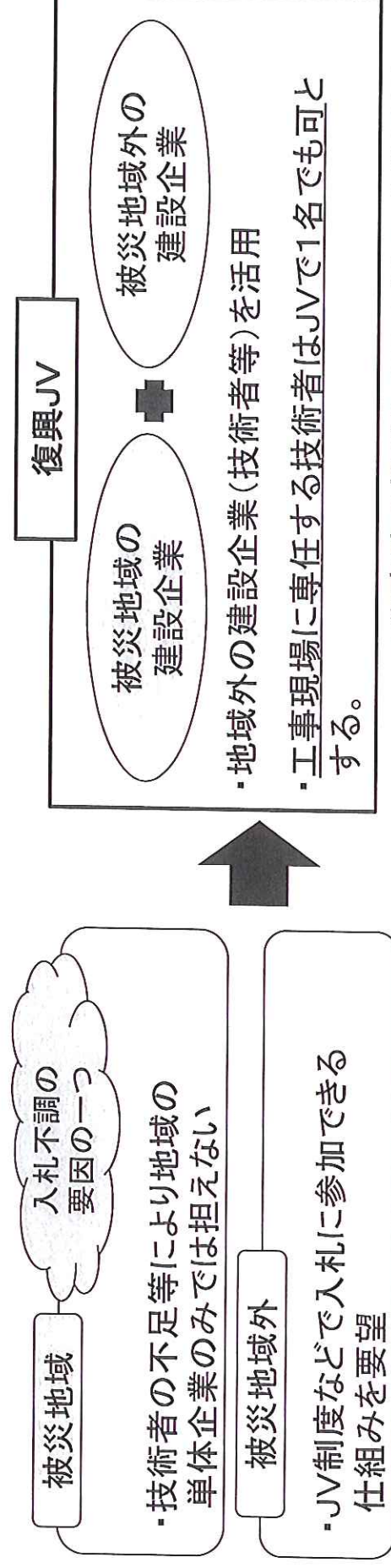
経常JV 中小・中堅建設企業が継続的な協業関係を確保するために結成

地域維持型JV 地域の維持管理に不可欠な事業で、実施体制の安定確保を図るために結成

○復興JV制度

被災地域において、地元の建設企業を中心に自主的に結成する復興JV制度を創設。

従来、地元企業のみが入札参加していた工事において、地域外の建設企業も構成員とする「復興JV」に競争参加を認める。



⇒災害時の協業システムとして今後活用

迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、地域における雇用の確保を図りつつ、広域的な観点から必要な体制を確保